

地方からの提案個票

<各府省第1次回答まで>

通番	ヒアリング事項	ページ
28	家畜伝染病に係るワクチン接種の民間獣医師による実施を可能とする見直し	1
27	史跡等購入費補助金により取得した土地の活用範囲の明確化	3
18	障害者割引制度における市区町村の証明事務の見直し	5
30	郵便局において取扱いが可能な事務の拡大	11
31	地方公共団体の歳入一般についてコンビニ収納を可能とする見直し	14
40	日本赤十字社の活動資金を地方公共団体が取り扱う際の法的な位置付けの明確化	16
4	指定都市・中核市が設置する保育所の指導監査権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲	18
32	生活保護法に基づく指定医療機関の変更届出の一部省略	20

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

管理番号

132

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

家畜伝染病に係るワクチン接種を家畜防疫員以外の民間獣医師でも実施可能とすること

提案団体

長野県、宮城県、千葉県、山梨県、岐阜県、静岡県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

家畜伝染病予防法(以下「法」という)第6条に規定される特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するための家畜の注射、薬浴又は投薬(以下「ワクチン接種」という。)について、家畜防疫員以外の民間獣医師による実施を可能とすること。

具体的な支障事例

平成30年9月に国内で26年ぶりに豚熱が発生したことを受け、令和元年10月に「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」(以下、「防疫指針」という。)が改正され、豚熱の感染リスクが高い地域への法第6条の第1項による予防的ワクチンの接種が始まった。本県においても、令和元年10月の初回接種以降、毎月約8千頭にワクチン接種を実施している。

この豚熱のワクチン接種については、同法の規定により、都道府県の職員で獣医師である家畜防疫員が実施することとされている。また、ワクチン接種の対象家畜は、防疫指針において、接種区域内で飼養されている全ての豚等とされ、繁殖豚等は6か月間隔で、肥育豚(肉豚)等は子豚期に1回接種することとされており各農場で定期的に接種が必要となる。また、ワクチン接種による免疫効果を各農場で6か月毎に30頭以上を抽出採血し判定することが規定されている。

こうした豚熱のワクチン接種は、長期的かつ継続的な取組が求められており、本県では家畜保健衛生所職員の新たな業務として負担が増大し、他の家畜衛生業務に支障を来している。そのため本県では、民間獣医師を県職員として臨時的に任用し、家畜防疫員に任命して対応しているが、それだけでは人員の確保が困難であるとともに、当該職員の報酬については全額県が負担しなければならなくなっている。

昨今では、アフリカ豚熱の国内流入への懸念が高まっているところ。それらの疾病に家畜防疫員が適切に対処できる体制を維持するためにも、豚熱等のワクチン接種について家畜防疫員以外の民間獣医師による実施を可能とする必要性は高い。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するためのワクチン接種については、法第50条により都道府県知事がワクチン使用の許可をしたうえで、家畜防疫員以外の民間獣医師による実施を可能とすることにより、ワクチン接種が円滑かつ効率的に実施されるようになり、もって家畜の伝染性疾病的発生を予防し、畜産の振興に資することができる。

根拠法令等

家畜伝染病予防法第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、青森県、秋田県、福島県、茨城県、群馬県、前橋市、新潟県、南知多町、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、高知県、宮崎県

OCSF ワクチン接種業務について、初回接種後、追加接種を実施しており、当面の間、接種業務は継続する見込みである。当県は、産業動物分野の獣医師の絶対数が不足し、今後の常勤県職員（獣医師）の増員は困難という状況にある。当提案によって、家畜保健衛生所の業務負担が軽減され、さらに安定的かつ迅速なワクチン接種体制の構築が可能となると考える。

OCSF の予防的ワクチン接種は、家畜伝染病予防法第6条第1項の規定により、家畜防疫員が接種することとされているため、接種は都道府県の獣医師に限定されている。野生いのしし感染の収束が見えない中、養豚農家は接種を継続していかなければならず、民間獣医師がワクチン接種を対応することにより、CSF ワクチンの円滑かつ効率的なワクチン接種が可能となる。

○当県では、家畜伝染病発生時に、防疫協定を締結している NOSAI 獣医師を県職員として臨時的に任用し、家畜防疫員として防疫作業に従事してもらうこととしており、豚熱発生時の緊急的なワクチン接種についても同様に従事してもらう予定である。しかしながら、豚熱ワクチンは長期的且つ定期的に接種が必要となり、当県の飼養頭数から試算すると、毎月 14 万頭の接種業務の負担増が想定される。このような接種業務は、家畜保健衛生所職員に長期にわたり多大な負担が掛かるだけでなく、万が一、ASF、FMD、HPAI 等が発生した際は、家畜防疫員の対応が必要となるため、豚熱ワクチンに人員が回せず、ワクチン接種が滞る可能性もある。NOSAI 獣医師においても通常の業務が行われる中、従事できる人員は十分確保できない可能性が高い。

○家畜防疫員に限定されたワクチン接種体制では、人員に限りがあり、家畜保健衛生所の業務負担が増加している。都道府県によるワクチン管理のもと、家畜防疫員以外の民間獣医師等、幅広く接種を可能とする制度となれば、効率的かつ的確なワクチン接種が可能となる。

各府省からの第 1 次回答

豚熱ワクチンの接種については、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にすることから、発生拡大の防止や清浄性確認の際に支障を来すおそれがある。

このため、予防的な豚熱ワクチンの接種は原則行わないこととし、野生いのししにおける豚熱感染が継続的に確認される場合等、飼養衛生管理の徹底のみによっては豚等における感染の防止が困難と認められる場合に限り、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第6条第1項に基づく都道府県知事による予防的ワクチン接種命令の実施を認めているところであり（法第3条の2第1項の規定により農林水産大臣が作成した豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針）、また、法第60条第1項において、当該接種に要する費用に関しても、国の負担を規定しているところ。

このように、例外的に認めている豚熱ワクチンの接種については、防疫上接種区域の全ての豚飼養施設において実施する必要があるところ、その確実な接種を担保するため、法第6条に基づく都道府県知事による接種命令として実施し、注射等の主体についても都道府県知事の指揮監督下にある都道府県職員である家畜防疫員に限定しているものである。

一方、都道府県知事が民間獣医師を常勤・非常勤を問わず都道府県職員として任用した上で家畜防疫員に任命することは妨げられるものではないことから、御提案においては民間獣医師の任命に関する支障が明確でなく、その支障について具体的かつ網羅的にご教示いただきたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

226

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

史跡等購入費国庫補助で取得した土地の活用範囲の明確化

提案団体

太宰府市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

「史跡等購入費国庫補助要項(以下「要項」とする)」に基づいて補助を受け取得した史跡等について、近年の大風による倒木や獣による掘り起こしなどから史跡等を守る(保存する)ため、保存を目的とした財源を得るための史跡等の活用の範囲について明らかにする。

現在の要項の第1項(趣旨)においては、「保存のための史跡等の土地買上げ等に要する経費について国が行う補助」と定められているため、これにより取得した財産を活用して保存のための財源とすることは、補助金適正化法第22条に定める「目的に反した使用」にあたりとされて認められない場合があるが、例えば史跡等の整備上やむをえず生じた間伐材・廃棄材を加工・販売等することについては、「目的に反した使用」にあらず認められるものと考えられる。法律上及び要項上認められる史跡等の活用の範囲が明らかにされれば、それに照らして文化庁が(「文化財保存活用地域計画」等の認定過程において)自治体の行う史跡等の活用の可否を判断することができるようになり、自治体が史跡等の活用により自主的に財源を確保することが可能となることで、要項が目指す「保存のため」という目的をより達成しやすくなる。

具体的な支障事例

当市の史跡面積は、4.85平方キロで市の面積の約16%を占め、年間6,000万円の史跡保存のための費用(内3%が補助事業、それ以外は市単独費)を必要とし、市の財政状況に大きな影響を与えている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

制度の柔軟性を促すことで、史跡保存のための財源を確保する作業に結びつけることができるとともに、史跡に隣接する住民生活の安全性確保のための財源や来訪者が及ぼす住環境悪化を改善する取組への財源確保の道が開ける。

加えて、史跡保存活動として育ち始めた市民力で行う活動も意欲向上につながるとともに、史跡の保存活動によって生じる廃棄材の再利用を通して、ふるさと納税や史跡保存協力金などの寄付行為を媒介とし、活動への支援や活動に参画する市民の居場所づくりにもつながってくる。

根拠法令等

文化財保存事業費関係補助金交付要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、川越市、相模原市、鎌倉市、新城市、米子市、徳島市、福岡県、久留米市、柳川市、壱岐市、宮崎県

○近年の台風などによる大規模な倒木などが発生しているため、撤去などの処理が増加している。

○当市の国指定史跡面積は、2.15 平方キロで市の面積の約 5.4%を占め、年間約1億5千万円の史跡保存のための費用(内 53%が補助事業、それ以外は市単独費)を必要とし、市の財政状況に大きな影響を与えている。

太宰府市の提案のとおり、目的外使用の可否の判断を明確にさせていただき、公開活用における使用料など史跡保存における財源確保を図りたい。

○当市も史跡の保存のために継続して国庫補助事業による史跡の公有化を進めて来ており、現在、22 万㎡を超える広大な史跡地を管理している。適正な史跡管理のために経常的に発生する年間の管理費の確保も、近年の厳しい財政状況の中で大きな課題となってきた。また、増加する大雨等の災害や、イノシシ等の獣害など、頻繁に発生する対処が必要な課題は、史跡地内にとどまらず、史跡地が原因となる周辺民有地への被害等も発生している。

各府省からの第1次回答

「求める措置の具体的内容」で例示されている、「史跡等の整備上やむをえず生じた間伐材・廃棄材を加工・販売等すること」については、収益を史跡の管理費等に充当する場合は補助金適正化法上の目的に反した使用には当たらないものとして取り扱っていますが、類似のケースを含め地方公共団体によっては抑制的に解釈している場合もあるものと考えます。

御提案を踏まえ、史跡等購入費国庫補助により取得した土地の活用範囲については、活用可能な場合の例を示すなど、その明確化に努めてまいります。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省、国土交通省 第1次回答

管理番号

123

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

有料道路における障害者割引制度の是正

提案団体

特別区長会、大村市

制度の所管・関係府省

厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

有料道路における障害者割引制度の是正

具体的な支障事例

JRなど他の公共交通機関では、あらかじめ「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に障害の区分が記載された身体障害者手帳等の提示によって運賃割引制度等を利用することが可能であるが、有料道路については、障害者が福祉事務所窓口まで申請に行くことを求められ、障害者にとって大きな負担が生じている。当該業務は法令上の根拠なく行っているものであり、また、福祉事務所等における業務負担の増加とともに、窓口の混雑にもつながっている。

また、福祉事務所等有料道路の割引制度の手続を行う際、障がい者自身の体調等によってはその手続に大きな負担があるという訴えがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現在、全国の福祉事務所等有料道路の割引制度の手続を行っているが、当該業務は、本来は有料道路の管理運営を行う各社において実施すべき業務を、福祉事務所等が代行手続きしているものである。手続きは、郵送や電子申請でも可能であり、また、福祉事務所等の職員の手を通さずに手続きすることで、より迅速かつ効率的な制度の運用が可能になると考えられる。JRなどの公共交通機関が、それぞれの窓口等で受け付けているのに、有料道路だけは福祉事務所を通さないと制度が利用できないことは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」における障害者に対する合理的配慮を欠くことにつながりかねない。

根拠法令等

障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付け発1106002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)、有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付け東日本高速道路株式会社等策定)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、仙台市、福島県、郡山市、須賀川市、船橋市、神奈川県、川崎市、上越市、上田市、浜松市、豊橋市、西尾市、小牧市、四日市市、京都市、茨木市、兵庫県、防府市、長崎市、熊本市

○提案市の意見の通り各社で対応手法について検討いただくことでより効率的な制度の運用に繋がることも考えられる。また、市民及び市町村の事務負担軽減につながることから、提案市の意見に賛同する。

○申請者は市役所福祉課で申請後、有料道路割引宛へ送る証明書を自分で郵送することになっている。その後、有料道路割引登録係で登録するのに2週間程かかるため、手間と時間がかかる。また、制度改正等がある度に福祉課のシステム改修をしたり、マニュアルを作成したりしなければいけないため、福祉課職員の負担にもなっている。よって他の公共交通機関のように独自でサービスを提供していただきたい。

○本支障事例が障害者に対する合理的配慮に欠くこととなるかはわからないが、現行の車両1台を事前に登録する方法ではなく、障害者が運転(1種の場合は同乗含む)し、都度、料金所での身体障害者手帳提示あるいはETCカード情報を事前登録といった方法で割引可能となるのであれば、当事者の利便性は向上すると思われる。

○本市においては年間約2,000件の申請がある。申請者にとって、少なくとも2,3年に一度は市役所に来て手続きが必要であり、その手続きも複雑であるため負担が大きい。市職員にとっても窓口業務の多くを占めているだけでなく、責任が重い業務である一方で市民の要望に応えることのできない制度のため、精神的負担も大きい。

○割引対象自動車が障害者1人につき1台に限定されているが、カーシェアやリース等で所有者が本人や家族で無い場合が増えている。また、介護者が運転する場合、複数の介護者の協力を得て移動する場合もあり、車両を限定した従来の割引制度が現在の社会状況とかけ離れてきている。さらに、区役所・支所での証明事務に多大な時間を要し、人件費等で自治体に大きな負担が生じている。

○本市においても、有料道路障害者割引に係る窓口での申請が、毎月約150件程度あり、窓口の混雑や事務負担の増大につながっている。

福祉事務所としては、障害者手帳の交付をもって対象者が障害を有することは既に証明しており、当該障害者が利用する自動車やETCカードの名義等の確認及び証明事務は、本来は福祉事務所の事務ではなく、割引制度の実施主体である各有料道路会社が実施すべきである。また、福祉事務所を経由することで障害者にとっても手続き負担が増大している。そのため、福祉事務所による証明事務を廃止することで、有料道路障害者割引に係って福祉事務所を経由する事務を全廃し、福祉事務所の事務負担を軽減するとともに、障害者の手続き軽減による市民サービス向上を図るべきである。なお、福祉事務所証明事務が継続されるのであれば、事務的経費としての必要な財源措置を求めざるを得ないと考える。また、現行の約2年ごとの更新制度は、申請者側、福祉事務所側双方にとって負担であるため、更新制度のあり方を含めた制度の見直しも必要ではないかと考える。

○福祉事務所等で手続を行う際、障がい者自身の体調等によっては手続に大きな負担がかかるという訴えがある。また、平日の開庁時間では、仕事等により来庁しての申請が難しいという相談もある。福祉事務所等の職員の手を通さずに手続することで、障がい者自身の負担を軽減でき、また多様な生活にも対応できるようになると思われる。

○他の交通事業者が行う割引制度と異なり、道路会社の当該業務だけを存続していることについては、手続きの迅速性や効率性に欠け、また障害者にも負担が生じている。あわせて、民営会社の業務を福祉事務所等が事務の一部を担う合理的理由にも乏しい。については、本件について関係府省での調整を早急に進めてもらいたい。

○有料道路の割引申請が窓口の混雑につながっているが、福祉事務所を通さずとも手続きは可能と思われる。申請書の記入誤りの確認など、福祉事務所を通して申請者に確認しているが、割引主体から直接確認を行う方が、簡素かつ迅速な事務が可能と思われる。

○現行の市町村証明事務では、市町村は割引制度が利用できる名義かどうかの証明を行っているが、実際に証明している内容は、各種手帳及び車検証等の書類で確認しているものがほとんどであり、そのためだけに市町村での申請が必要となっている現行の制度は、障がい者にとって不便を強いているものであると言える。見直しによって、事務の効率化及び適正化が図られる。

各府省からの第1次回答

【厚生労働省】

有料道路における障害者割引制度は、通勤・通学・通院等の日常生活において自家用車を利用している障害者の方の社会的自立を支援するため、全国の有料道路事業者等が申合せの上行っているところであるが、他の利用者からも広く理解を得られるものとするため、一定の要件を設けるとともに、制度趣旨を逸脱した利用がなされないよう適正な運用を確保することが必要であること、また、普段から障害福祉に関する手続を実施している市区町村の福祉事務所などで割引を申請できる方が、障害者の方の利便に資することから、市区町村等において証明事務を行っているところである。

障害者に対する有料道路通行料金の割引制度成立当初から現在に至るまで、市区町村等において証明事務を行っているところであり、仮に有料道路事業者にて証明事務手続を運用することとなった場合、高速道路会社の事務所に赴く必要があるほか、割引の申請に必要な書類や手続に要する時間の増加等の負担が生じ、障害者

の方の利便性が損なわれることが懸念されることから、慎重な検討が必要であると考えられる。

【国土交通省】

有料道路における障害者割引制度は通勤・通学・通院等の日常生活において自家用車を利用している障害者の方の社会的自立を支援するため、全国の有料道路事業者等が申合せの上行っているところであり、他の利用者からも広く理解を得られるものとするため、一定の要件を設けるとともに、その登録等の手続きは、制度趣旨を逸脱した利用がなされないよう適正な運用を確保するため、個々の障害者の情報を有する市区町村等に行っているところであり、この登録手続等を有料道路事業者が行うことについては、有料道路事業者が障害者の方の生存や障害の程度等の個人情報を保有していないことから、その申請の適正性の確認を行うことは困難と考えられる。

また、仮に、市区町村等が有料道路事業者に対して、個々の障害者の方の個人情報を提供することとした場合には、市区町村等により提供された個人情報を有料道路事業者にて適正に管理・運用するための仕組みの構築及び有料道路事業者において登録手続を行うために必要な人員確保及びそれに係る経費など、有料道路事業者に新たな負担が生ずることが懸念されるため、地方公共団体が担っていた事務を有料道路事業者が引継ぐことは困難と考えられる。

さらに、有料道路事業者の拠点は限られており、日頃から障害者が障害福祉に関する手続きを実施している市区町村の福祉事務所などで手続きを実施できる方が、利用者利便の観点からも適切と思われる。なお、提案団体からは、郵送による手続きについても提案されており、仮に郵送による手続きを可とした場合でも上記の課題が存することに変わりはないと考えられるが、制度の効率的な運用が図れるよう、有料道路事業者等と連携して検討してまいりたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、厚生労働省 第1次回答

管理番号

173

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

NHK放送受信料免除申請に係る市町村の証明事務の廃止

提案団体

岐阜県

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

NHK 放送受信料免除申請に係る市町村証明事務を廃止し、申請者が障害者手帳の写し等の必要書類を日本放送協会へ郵送することによる直接申請方式の制度化

具体的な支障事例

NHK放送受信料の減免申請には、①市町村等にて対象者(申請者)からの同意に基づき住民基本台帳、市町村民税課税の確認を行う等必要な調査を行い、証明印を押印し、その申請書を対象者が日本放送協会へ郵送する場合と②申請者が手帳の写しや証明書(住民票、市町村税課税証明書)を添付し、日本放送協会の窓口へ直接出向く場合の2つの方法がある。

①市町村等での証明事務は、対象者(申請者)の障がいの程度、世帯状況、課税状況などを確認する必要があるため、関係部署との調整が必要になるなど、事務作業に多大な時間を費やしている。

②平成20年以前は日本放送協会に直接申請する仕組みはなく、平成20年の日本放送協会の依頼文を受けて、初めて直接申請が認められた。

しかし、直接申請には、市町村発行の証明書(住民票、市町村税課税証明書)を添付する必要があるため、大半の対象者(申請者)は証明書を取得するため、市町村の窓口に出向くこととなることから、②日本放送協会への直接申請ではなく、①市町村等の証明を選択している。

※免除対象件数(出典:H29.5.25NHK 受信料制度等検討委員会第7回会合資料)全面免除(社会福祉事業施設入所者及び市町村民税非課税の障がい者)70万件、半額免除(視覚・聴覚障害者及び重度の障害者)55万件

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

マイナンバーカードを活用し、近隣のコンビニ等で証明書(住民票、市町村税課税証明書)を取得のうえ、郵送による日本放送協会への申請を推進することにより、市町村の窓口等への移動が困難な対象者(申請者)に対するサービスが向上する。

なお、対象者(申請者)の負担増とならないように各種証明書の交付手数料について、地方自治法第245条の4に基づく技術的な助言等により、市町村が定める手数料徴収条例において、減免の対象となるよう助言等をお願いしたい。

根拠法令等

日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更及びこれに伴う証明業務への協力方依頼について(平成20年8月29日付け障発第0829001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)、放送法第64条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、仙台市、福島県、いわき市、郡山市、須賀川市、千葉市、神奈川県、横浜市、小田原市、川崎市、上越市、上田市、大垣市、中津川市、美濃市、瑞穂市、各務原市、海津市、岐南町、川辺町、浜松市、豊橋市、西尾市、小牧市、四日市市、京都市、茨木市、玉野市、防府市、松山市、長崎市、熊本市、

○毎年の現況確認への対応が多大な負担となっていることから、日本放送協会が対象者（申請者）からマイナンバーの提供を受けることで、申請や現況確認についても直接確認していただければ、市町村の事務負担が軽減され、各種証明書の取得も不要となり、対象者（申請者）の負担軽減にもつながると思われる。

○当市においても、証明書の発行は大きな事務負担となっている。また、減免の年度更新に関する照会については件数も多く、税の確認等を含め膨大な事務負担となり、本来業務を圧迫している。今後は、マイナンバー制度等の活用により、原則として市町村の証明発行及び年度更新における資格確認についてNHKにおいて直接実施する体制を整備すべきである。

○当市においては年間約400件の新規申請がある。また、市窓口にて手続きを行うため、市の制度であると混合される方も多く、問い合わせ等において混乱を招いている。市の窓口を通さないことで申請者及び市職員の負担軽減や問い合わせ先の明確化につながると考えるため制度改正を求める。

○世帯確認、税情報確認の事務作業に多大な時間を取られている。H31年度NHK減免申請数：274件（全免・半免合計数）。本提案の実現により、福祉業務に注力することができるようになる。

○マイナンバーカードを活用することによる対象者（申請者）への負担軽減が図れるようお願いしたい。

○NHK受信料免除申請について、直接申請方式の制度化については一部賛同できるが、市役所窓口での証明事務も残した上で、申請者が選択できるしくみであれば良いと思われまます。

○社会福祉課の窓口で証明書を取得するために対象者が手続きに訪れ、その都度障害の程度、世帯状況、課税状況を確認する作業に多大な時間を費やしている。

○区役所・支所で実施している放送受信料免除証明事務は、多大な時間を要し、人件費等で大きな負担が生じている。

なお、毎年実施する免除事由存否調査についても、NHKから自治体へ送付される受信料減免の継続確認対象者リストには記載不備が多く、自治体で正確な調査が行えない場合があり、その結果誤った継続可否情報がNHKから対象者へ通知されることがあるため、その訂正や再申請等、対象者の方にとっても自治体にとっても負担となっている。

○当市においても、NHK放送受信料減免に係る窓口での申請が、毎月約50～60件程度あり、窓口の混雑や事務負担の増大につながっている。

また、毎年度、NHKから放送受信料免除事由継続有無の調査依頼が市町村に対して行われており、当市でも毎年約2,000件の調査を実施しているが、大きな事務負担となっている。

そのため、市町村証明事務を廃止することで、NHK放送受信料に係って市町村を経由する事務を全廃し、市町村の事務負担を軽減するとともに、直接申請方式の推進による市民サービス向上を図るべきである。

なお、市町村証明事務が継続されるのであれば、事務的経費としての必要な財源措置を求めざるを得ないと考える。また、証明に当たっては減免に係る「世帯」の考え方が住民票上の世帯ではなく、同一住所に居住するもの全員を同じ世帯とみなすとされているところ、この取り扱いが事務処理上確認が煩雑であり、市町村側の事務負担軽減の観点から、制度の改善が必要であると考えます。

加えて、各種証明書の手数料減免についても、NHKの業務のために市町村側が手数料減免の配慮を行うことはやや疑問であり、本来はNHK側で申請者に手数料についての配慮を行うことが適当ではないかと考える。

○当該手続きにおいて、マイナンバーを活用するとともに、日本放送協会への郵送による申請を推進することは、申請者の負担軽減につながる。また、現状で福祉事務所等が当該事務の一部を担う合理的理由にも乏しいことから、直接の窓口を日本放送協会に一元化することで事務の簡素化にもつながる。については、本件について関係府省での調整を早急に進めてもらいたい。

○当市では、多くの場合、障害者手帳を窓口交付する際に、NHK放送受信料の減免について説明し、その場で申請を受け付けている。そのため、申請者の負担軽減に大きな影響はないと思われる。

しかし、障害者手帳交付時には減免の対象外でも、その後減免対象となる場合に、市町村窓口へ出向くことなくコンビニ等で証明書を取得し、郵送による日本放送協会への申請を推進することは、申請者の利便性向上につながる。

○現行の市町村証明事務では、世帯分離等、判断が難しいケースがあるが、明確な判断基準が無く、NHKに問い合わせても市町村で判断するように求められるなど対応に苦慮することが多い。また、年1回の所得確認作業も、対象者から問い合わせを受ける等、その後の対応も含め精神的負担も大きい。こうした事情から市町村証明事務が廃止されれば、利用者の負担軽減及び事務の効率化につながる。

各府省からの第1次回答

受信料免除申請に係る証明事務は、障害者団体の意向も踏まえ、申請者である障害者の方の申請に係る各種挙証資料を準備するための労力及び金銭的負担を軽減し、また、申請者の個人情報保護及びプライバシー確保に配慮するなど、地域における障害福祉を充実させる観点から、自治体において行われてきた。このため、本提案における当該証明事務の見直しについては、申請者である障害者の方の負担増につながる懸念があり、今後も免除制度を適切に運用いただく観点から、障害者団体の声も伺いながら、慎重に検討する必要があると考える。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、法務省 第1次回答

管理番号	121	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

郵便局において取り扱わせることが可能な事務の要件緩和

提案団体

泰阜村、長野県、大田市、長和町、原村、天龍村、豊丘村、筑北村、山ノ内町、飯綱町

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

郵便局において、下記の事務を取り扱わせることを可能とすること。

- ①住民異動届
- ②印鑑登録事務
- ③地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律第2条において、交付の請求の受付、引き渡しが可能とされている各種証明書等の交付決定
- ④同条において、交付について～に「記載され(、又は記録され)ている者に対するものに限る。」とされているものの代理請求の受付

具体的な支障事例

令和元年の8月より支所の窓口業務をすべて管内の郵便局に委託した。その業務の中で住民異動届(転入届・転出届・転居届等)及び印鑑登録の申請があった場合、郵便局員では処理ができない。また、公的証明書の交付の意思決定や代理請求(委任状による請求)も郵便局員では対応できないため、現在は自治体職員1名を郵便局内に常駐させて対応している。

今後、行政経費削減のため、やむを得ず職員を引き揚げることになった場合、住民異動届等が提出された際にはその都度本庁から職員が当該郵便局まで出向く必要があり、その間(約8km車で15分)待っていただくか、申請者に本庁まで行ってもらうなければならない。本庁までの公共交通機関がないため、高齢者や運転免許証がない人には、大きな負担となり、住民サービスの低下に繋がるおそれがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

課題となっている業務が郵便局で処理可能となれば、以前支所で行っていた窓口業務がすべて郵便局で対応できることになる。

住民にとって身近で、日々の生活に不可欠な郵便局と連携することによるワンストップサービス化と住民サービスの向上、常駐職員の削減による行政効率の改善される。

更に郵便局の利用者が増えることにより地元商店街の賑わいにも繋がるのが期待される。

根拠法令等

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、柏市、小田原市、富士市、桑名市、宮崎市

- 自治体によって支所で扱う業務が異なるが、今後郵便局への委託を検討する自治体にとっては、少しでも委託できる業務が広がれば事業の効率化につながる。
- 当市では、平成 30 年に7つの出張所をまちづくり拠点施設として機能転換させた。その結果、出張所で行っていた各種証明書交付の取り扱いがなくなった。そこで、旧出張所エリアにある5つの郵便局で証明書交付事務を行うこととした。機能転換に伴う取扱事務の変更を来客者に伝えていく際、郵便局を案内するが、代理人による請求については、市の窓口でしか取り扱えず、郵便局の窓口で混乱をきたすことがある。出張所を利用していた人にとって、従前と変わらない形で、近くの郵便局が利用できるになれば、窓口での混乱の解消になる。また、市担当窓口以外の場所での交付を可能とすることで、市域をカバーすることができ、利用者の負担軽減にもつながる。
- 利用者の利便性を高めることができる。

各府省からの第1次回答

【総務省】

① 転入届、転出届、転居届等について

転出届については、オンラインや郵送(やむを得ない場合に限る。)による提出も認められており、必ずしも対面による本人確認を不可欠の要件とはしていない。これを踏まえ、転出届の受付や転出証明書の引渡しを郵便局において取り扱わせることは可能と考えられ、所要の法改正を検討することとしたい。

一方、転入届、転居届等については、これらが受理されることで、届出先市区町村の住民票に記載され、又は記載が修正され、当該住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであることから、これらの届出は対面による厳格な本人確認及び実質的審査が必要な手続とされている。

転入届、転居届等の受付について、転入届及び転居届等に基づいて届出先市区町村が行う公権力の行使たる、住民基本台帳への記載及び住民基本台帳による公証行為と密接不可分なものであることから、届出先市区町村によって行われるべきものである。したがって、郵便局においてこれらの届出の受付を取り扱わせることは困難である。

② 印鑑登録事務について

印鑑の廃止の申請については、印鑑登録証を添えて書面で意思を表明すれば足りるとされていることから、その受付を郵便局において取り扱わせることは可能と考えられ、所要の法改正を検討することとしたい。

一方、印鑑の登録の申請については、印鑑登録証明が広く民間の経済取引に用いられ、誤った印鑑証明を行った場合には損害賠償責任が生じうることも踏まえ、厳格な本人確認を行うことが求められており、印鑑登録証明事務処理要領においては、「本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当」とされている。

印鑑の登録の申請の受付は、登録先市区町村が公権力の行使として行う印鑑登録証明の基礎となる印鑑の審査や本人確認と密接不可分なものであることから、当該市区町村によって直接行われるべきものであり、郵便局において取り扱わせることは困難である。印鑑の登録事項の修正の申請についてもこれと同様である。

③ 交付決定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成 13 年法律第 120 号)第2条の規定により、郵便局において請求の受付や引渡しが可能とされている納税証明書、住民票の写し等の交付決定については、公権力の行使たる行政処分であるから、郵便局において取り扱わせることは困難である。

④ 代理人による請求について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成 13 年法律第 120 号)第2条の規定により、郵便局において請求の受付が可能とされている住民票の写し及び戸籍の附票の写しについては、住民基本台帳法上、代理人による請求が認められている。同様に、印鑑登録証明書についても印鑑登録事務処理要領において代理人による請求が認められている。

上記の事務については、郵便局においても代理人による請求の受付を可能とできないか、検討を行うこととしたい。

【法務省】

戸籍法第1条第1項において、戸籍に関する事務は、同法に別段の定めがあるものを除き、市区町村長がこれを管掌することとされている。

民間委託が行われる場合であっても、委託が許される業務は事実上の行為又は補助的行為に限られ、裁量的判断が必要となる業務は市区町村職員が行う必要がある。

③について、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第1号に掲げる戸籍謄本等の交付の請求に対する交付決定は、公権力の行使に該当する。したがって、市区町村長の責任において

交付の可否を判断する必要がある、民間委託になじむものではない。

④について、代理請求の受付に当たっては、その請求の任に当たる者であることを明らかにする書面(委任状等)の提供を受け、戸籍謄本等の請求をする権限が付与されていることを確認する必要がある、代理請求の受付は裁量的判断が必要となる業務である。

したがって、要望に応じることは困難である。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号	35	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

普通地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ収納を可能とすること

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

私人の公金取扱いの制限について定めた地方自治法第 243 条中の「若しくは収納」を削り、収納事務について、私人委託を可能とする。
 または、地方自治法施行令第 158 条の2第1項中、「普通地方公共団体の歳入のうち、地方税・・・その収納の事務を委託することができる。」と定められている普通地方公共団体の歳入の対象を地方税に限定しないよう改正し、普通地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ収納ができるようにする。

具体的な支障事例

【制度改正の経緯】

当市(※)では、令和元年度から 33 債権(16 課)に及ぶ市の全ての債権の回収業務を債権管理課へ統合し、一元的に行っている。

現在、普通地方公共団体の歳入の収納事務は、地方自治法施行令第 158 条第1項、同施行令第 158 条の2第1項又は他の法令の規定に基づき、特定の歳入に限り、コンビニの店頭等で行うことができる。※中核市市長会に属する1市

【支障事例】

債務者の6割程度は、市税と市税以外の債権を同時に滞納している状況であるが、コンビニ収納ができる歳入が限定されているため、債権毎に異なる納付窓口を案内しなければならず、市・債務者双方の手間が生じている。

また、日中に就労している債務者は、金融機関に行くことができない、過疎地域又は遠方に居住しているため近くに指定金融機関がないために納付困難となっているケースが発生している。

【制度改正の必要性】

地方自治法 243 条において収納事務の私人への委託を原則禁止し、施行令において歳入を限定列挙し、収納事務の私人への委託を認める現行制度は、生活様式が多様化した現代において適当ではないと考えている。

また、種類の異なる債権が随時発生する普通地方公共団体においては、債権毎に納付窓口が異なることは、納付勧奨を行う側としては事務が非常に非効率となるため、制度改正の必要性を感じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現状、市税の納付方法別収納件数においては、コンビニは金融機関窓口を上回っている状況(※)であり、普通地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ納付が可能となれば、納付方法の統一がされ、時間や場所にとらわれることなく納付することができるため、債権毎に異なる納付窓口を案内する必要がなくなり、市民の利便性の向上にもつながるため、収納率の向上も図られる。

※

【H30 年度市税納付方法別収納状況(件数割合)】

金融機関窓口：15.8% コンビニ：24.3%
 口座振替：59.0% その他：0.9%
 (出所：令和元年度 市税概要)

根拠法令等

地方自治法第 243 条、地方自治法施行令第 158 条、158 条の 2 第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、福島県、いわき市、ひたちなか市、大田原市、千葉市、川崎市、福井市、豊橋市、春日井市、小牧市、京都市、八尾市、鳥取県、徳島県、熊本市、宮崎市

○コンビニも含め、収納窓口を業務委託するにあたり、全部の歳入を委託できないことが支障となっている。コンビニ収納ができる歳入が限定されているため、債権毎に異なる納付窓口を案内しなければならず、市・債務者双方の手間が生じている。当市の収納件数実績においても、コンビニ収納は銀行窓口収納には劣るものの、年々取扱件数及び金額は増加しており、コンビニ納付が可能となれば収納率の向上が期待できる。

○当市においても個人による市税・国民健康保険税の支払額は、H30 年度で約 11%がコンビニ収納であり、規制を緩和しすべての歳入で市民が納付しやすい環境を整備していくことは、未収発生を抑制し、歳入増の効果が期待できると考える。

○当市においては、市税、水道料金、国民健康保険料等の債権においてコンビニ収納を実施している。コンビニ収納を実施していない債権については、債務者が、日中に就労しているため金融機関に行くことができないなど、納付困難となるケースが発生している。

○現在、コンビニの店頭等での収納は、地方自治法施行令第 158 条第 1 項、同施行令第 158 条の 2 第 1 項又は他の法令の規定を根拠として、特定の普通地方公共団体の歳入に限って行われている。当市においては、市税や市税以外の特定の普通地方公共団体の歳入を除いて、コンビニ収納ができない。市の視点からは、同じ債務者であるのに債権ごとに異なる納付窓口を案内しなければならない。債務者の視点からは、日中は就労しているため営業時間内に金融機関へ行くことができない、過疎地域又は遠方に居住しているため近くに金融機関がないという課題がある。そのため本件の制度改革によって、市の事務軽減と収納率の増加、市民の利便性の向上が見込める。

○当県では、全国規模の収納代理金融機関が少ないことから、県外居住者が県公金の支払をする際に、コンビニ支払は非常に有用であるが、私人への収納委託が認められていない歳入科目については支払方法に苦慮しているところである。当県においても、コンビニ利用者は年々増加しており、全歳入科目で私人収納委託が可能となれば、利便性及び収納率の向上につながる。

○当市でも債権管理室にて複数の債権を扱っているが、重複滞納者に対して収納機関の異なる納付書を発行しており、債権ごとに異なる納付窓口を案内しているため、双方に手間が生じている。

各府省からの第 1 次回答

地方公共団体に係る公金は、その性格に鑑みると、取扱い上の責任を明確にし、公正の確保及び厳正な保管が強く要請されているものであることから、地方自治法第 243 条において私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止するものとしており、この原則を変更するようなことはできない。

特定の歳入科目により取組の支障が生じているのであれば、御提案いただいた内容について、上記原則や関係制度の趣旨とも照らしつつ、どのような対応が可能か検討したい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、厚生労働省 第1次回答

管理番号	244	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
------	-----	------	--------------	------	-------

提案事項(事項名)

日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置づけ

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

日本赤十字社の活動資金に関する業務について、自治体が適正に従事できるよう地方自治法施行規則第12条の5に歳入歳出外現金として自治体で保管できる旨の規定を明記もしくは日本赤十字社法において自治体の業務としての位置づけ(公金化)を明記すること。

具体的な支障事例

日本赤十字社の活動を支えるため、自治体が日本赤十字社の都道府県支部からの委嘱を受け、地域住民から活動資金を募集及び受領している。また、地域の日赤活動(活動資金の募集、救護資機材の管理)を実施するため、集めた活動資金に応じた交付金申請及び執行管理を行っている。(厚生事務次官通知(昭和27年)と厚労省社会・援護局長名の協力依頼(毎年2月)に基づき行われている)

これらの活動資金及び交付金に関する業務について、法律上の位置づけがなく、自治体ごとに公金外現金として取り扱い、それに携わる人件費等についても自治体が負担している状況である。

公金外現金の取り扱いについては、公金に準ずるものとして各自治体で要綱を作成の上、厳格に取り扱ってはいるが、現金事故が発生した場合、本来的には自治体には責任はなく、その責任の所在が不明確な状態となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

現在、自治体職員が公金外現金として取り扱っている状態が改善される。
公金と同様に会計管理者の出納及び保管が可能となる。
現金事故が発生した場合に責任の所在が明確となり、地方自治法の規定に応じた対応が可能となる。

根拠法令等

厚生事務次官通知(昭和27年)、厚生労働省社会・援護局長名の協力依頼

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

八戸市、入間市、横浜市、川崎市、座間市、加賀市、半田市、京都市、宮崎市

○日赤に関する業務については、社会福祉協議会が実務を担っている事例もあることや、自治体業務として規定する場合の責任の所在については、現金取り扱い業務にとどまるものではないことなどを整理した次の段階において、自治体の業務としての位置づけを検討することが望ましいと考える。

各府省からの第1次回答

日本赤十字社の都道府県支部の下に組織されている、各「地区分区」の実態を把握した上で対応について検討したい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

50

提案区分

A 権限移譲

提案分野

その他

提案事項(事項名)

指定都市又は中核市が設置する保育所等の指導監査権限移譲

提案団体

岡山県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

地方自治法施行令を改正し、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が設置する保育所等の指導監査権限を都道府県から指定都市等に移譲する。

具体的な支障事例

現行の地方自治法施行令の規定では、指定都市等に所在する保育所は、設置を初めとして人員、設備等運営に係る変更や休止、廃止に関する権限を指定都市等が有している一方で、公立保育所の指導監査に関する権限のみを都道府県が行使することとされている。これは、指定都市等以外の市町村に所在する公立保育所や内閣府が所管する幼保連携型認定こども園に対する権限のあり方とは異なるものであり、都道府県は指導監査に必要な情報を指定都市等から一つ一つ収集する手間が発生するため、都道府県が円滑に指導監査を実施する上で支障が生じている。

なお、地方自治法施行令において都道府県が指導監査を行うこととされている指定都市等が設置する他の公立施設についても同様である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

内閣府が所管している幼保連携型認定こども園と同様に、保育所に係るすべての権限を指定都市等に一元化することにより、円滑に指導監査を実施できる。また、同一の行政区域にある同一の性格を持つ施設には一つの指導監督権者が対応することで、地域の状況に即した基準条例に基づく指導監督が実施できる。

なお、指定都市等は、地方自治法施行令において都道府県が指導監査を行うこととされている指定都市等が設置する他の公立施設に対しては、当該施設とは別の部署に指導監査を担当させており、第三者性は確保できている。

根拠法令等

地方自治法施行令 174 条の 26 第1項及び 174 条の 49 の2第1項ほか

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、新潟県、山梨県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、大分県、宮崎県

○指定都市等が設置する公立保育所については、都道府県への設置の届け出はされず、設備及び運営の基準も指定都市等の条例が適用される中、監査権限だけが都道府県となっており、効率的かつ効果的な指導監

査を行える状況とは言えない。

○当県でも政令指定都市である市と、市が設置している保育所等の指導監査について調整しており、課題となっている。(現在、総務省と厚生労働省で調整中)

○設備運営基準については各指定都市等において条例が制定されており、都道府県がそれぞれ異なる基準に基づき指導監査を実施することは合理性に欠ける。

○中核市である当市の公立保育所の指導監査は、県が担っており、設置者以外による指導・助言は意味のあるものと考えている。(※市内の就学前公立施設は保育所のみ)

各府省からの第1次回答

指定都市等が設置主体である保育所に対する保育所指導監査を指定都市等が実施することについては、各都道府県及び指定都市等における保育所指導監査の実施状況や、指導監査の実施体制の実態把握を令和2年度中に行うこととし、当該実態把握の結果を踏まえて必要な検討を行ってまいりたい。

なお、「平成28年の地方からの提案等に対する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)においては、「一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先、立入検査等の事務・権限(中略)については、(中略)当該権限の市町村への移譲を含めた事務処理体制等について、(中略)必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。」とされたことを受け、平成30年に全国の地方自治体に対して権限移譲の可否とその理由を調査したところ、一時預かり事業と病児保育事業の届出受理及び立入検査等の権限を市町村に移譲することについて、「可能」と回答した地方自治体は1割に満たず、多くの地方自治体から人員体制等を理由に「不可能」との回答が寄せられた点に十分留意する必要がある。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

211

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護法に基づく指定医療機関の変更届の一部省略化

提案団体

群馬県、福島県、茨城県、栃木県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護法に基づく指定医療機関の変更届について、告示対象以外の変更時には、変更届を省略できるようにする。

【告示対象】名称及び住所地の変更

具体的な支障事例

- ・処理に多大な事務手間が掛かっている。
- ・特に、管理者変更の届出が未提出である医療機関への提出依頼や記載漏れの照会(管理者の生年月日・住所の漏れ)が多数。チェーン薬局は管理者の変更が年数回あることも珍しくなく、届出の提出側も事務手間が生じている。
- ・管理者の変更については、厚生労働省が行っている保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第8条に基づく「保険医療機関の指定の変更」で十分である(県は、厚生労働省から管理者変更等に関する情報提供を受けている)。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県及び事業者の事務負担を軽減できる。

根拠法令等

生活保護法第50条の2

生活保護法施行規則第14条、第14条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

秋田県、船橋市、川崎市、新潟市、高岡市、加賀市、福井市、長野県、上田市、浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、半田市、豊田市、京都市、兵庫県、鳥取県、山口県、高知県、久留米市、熊本市

○同法人内で管理者の変更があった場合、医療機関ごとの変更届が必要となり、医療機関の事務的負担がある。また、管理者に関してはシステムへの登録を行っておらず、書類上の決裁にとどまっており、告示のない変更届については提出不要としたとしても事務手続き上の支障はない。

※H31年度に提出のあった変更届76件のうち、告示の無い変更届は47件。

○管理者変更の届出が未提出の医療機関は少なくないため、その提出依頼に多大な事務を要しており、また、チェーン薬局等複数の医療機関を抱える法人については、管理者変更の度に複数枚の変更届を提出する必要があることから、このことについて省略可能となれば都道府県等と事務および指定医療機関の負担を軽減できる。

○処理に多大な事務手間が掛かっている。・チェーン薬局は管理者の変更が年数回あることも珍しくなく、届出の提出側も事務手間が生じている。

○同様に市、医療機関ともに事務処理が負担となっている。

○医療機関等の法人代表者名のみ、管理薬剤師等のみの変更等、処理が膨大であり、苦慮している。

○省略できることで自治体の事務負担が軽減できる。また、事業所からも生活保護法の届出が漏れることもあり、事務の負担となっている。

【参考】

令和元年度に当県の指定医療機関からの変更届 125 件の内、66 件が告示対象以外

○管理者の変更届出が未提出である医療機関を把握すること、記載漏れの対応をすることに手間がかかっている。

各府省からの第1次回答

本提案において省略を求められている項目には、都道府県知事の行う指定取消事務に必要な情報も含まれていることから、指定取消の事務に支障が生じないよう届出事項の整理をした上で、都道府県の事務負担の軽減となるような地方厚生局と都道府県との情報共有の在り方を検討してまいりたい。